

生涯学習関係団体等表彰候補者選考委員会設置要綱

令和6年3月31日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯学習、社会教育及び家庭教育に関係する被表彰候補となる団体及び個人を選考するために生涯学習関係団体等表彰候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、組織、運営及びその他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 事務局は、生涯学習推進課に置くものとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、別表2に掲げる表彰について被候補者選考に関することを行う。

(会議の開催)

第3条 委員会は、必要が生じた時に開催し委員長が招集する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、生涯学習推進課長とし委員会を主宰する。

2 副委員長は、生涯学習推進課副課長（ただし、生涯学習関係事務担当に限る。）とする。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

4 選考に当たって委員長は、表彰に関係する教育局各所属所に意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、生涯学習推進課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する

- 2 令和5年度優良PTA文部科学大臣表彰被推薦団体並びにPTA活動振興功労者選考委員会設置要綱、「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰候補者・団体選考委員会規程、埼玉県優良公民館等選考委員会設置要綱、視聴覚教育・情報教育功労者表彰候補者選考委員会設置要綱、全国視聴覚教育連盟 視聴覚功労者表彰候補者選考委員会設置要綱、「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰候補団体選考委員会設置要綱、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰候補団体選考委員会設置要綱及び埼玉・教育ふれあい賞表彰要綱は廃止する。

別表 1

生涯学習推進課長	委員長	
生涯学習推進課副課長	副委員長	委員長職務代理
生涯学習推進課主幹	委員	生涯学習担当
生涯学習推進課職員	委員	被表彰団体担当者
生涯学習推進課職員	委員	事務担当者

別表 2

- 1 文部科学省が行う優良PTA表彰
- 2 文部科学省が行うPTA活動振興功労者表彰
- 3 文部科学省が行う障害者の生涯学習支援活動に係る表彰
- 4 文部科学省が行う優良公民館等表彰
- 5 文部科学省が行う視聴覚教育・情報教育功労者表彰
- 6 全国視聴覚教育連盟が行う視聴覚功労者表彰
- 7 文部科学省が行う家庭教育支援チームの活動団体に係る表彰
- 8 文部科学省が行う早寝早起き朝ごはん運動の活動団体に係る表彰
- 9 埼玉県教育委員会及び同教育長が行う表彰等（ただし生涯学習推進課に係る分野に限る。）
- 10 その他官公庁が行う個人及び団体に係る表彰で委員長が必要と認めたもの